平成２５年（フ）第１０７９７号
神奈川県横須賀市二葉２丁目13番Ｃ―303
破産者　佐藤　正則
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８４７号
埼玉県さいたま市中央区本町東３丁目３―５―102、住民票上の住所埼玉県さいたま市南区内谷１丁目12―１―201
破産者　石原　英彌
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８６２号
東京都荒川区荒川８丁目９―２
破産者　植野　茂雄
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９１１号
東京都港区白金６丁目12番26号201
破産者　有限会社林和子デザインステュデオ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９８４号
東京都豊島区北大塚２丁目23番３号
破産者　有限会社ナガタコーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９８５号
東京都豊島区西巣鴨２丁目１―15―201
破産者　永田　敏雄
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０４８号
千葉県柏市青葉台２丁目24―１―318、開始決定時の住所千葉県松戸市中和倉77―14
破産者　押尾　　忍
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０９３号
東京都板橋区板橋３丁目53―４　渡邊邸、開始決定時の住所東京都板橋区仲宿56―16―705
破産者　脇　　孝
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１１２号
埼玉県さいたま市中央区桜丘２丁目６―13　マーサⅡ201
破産者　祝　　大地
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１１３号
埼玉県さいたま市中央区桜丘２丁目６―13　マーサⅡ201
破産者　祝　加奈子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４８７号
東京都羽村市小作台５丁目５番地３
破産者　銀商株式会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４８８号
東京都福生市南田園２丁目７　福生団地６―201
破産者　田村　武雄
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４８９号
東京都豊島区南池袋２丁目41番８号
破産者　アビーズコネクション株式会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４９０号
埼玉県上尾市大字平塚1658―24
破産者　阿部　公典
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５７３号
東京都八王子市横山町９番22号
破産者　株式会社Ｔ’ｓ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５７４号
東京都八王子市山田町1606―182―103
破産者　奥田　崇文
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１４号
東京都葛飾区白鳥４丁目９番15号
破産者　株式会社トレードサポート
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１５号
東京都葛飾区白鳥４丁目９―15
破産者　澁谷　孝廣
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２２号
東京都足立区佐野２―16―５―103、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区中川４丁目38番13号
破産者　株式会社協珠テクノ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２３号
東京都足立区佐野１丁目31―30―103、開始決定時の住所東京都足立区佐野２丁目16―５第２グリーンハイツ103
破産者　小野　　繁（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２７号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場１丁目８番22号
破産者　有限会社ワーブル
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２８号
東京都世田谷区南烏山４丁目18―８
破産者　井川　澄夫
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部